

○神戸市電同志會代表村上某ハ東京交通カ主トハ神戸市
電同志會ハ何時ニテ又之ヲ得ル状勢ニアルヲ以テ準備
ノ必要アル故十八日歸神スヘシト述ハ

○大阪市電自助會代表ハ五月十五日噴願書ヲ市電省局ニ
提出シ之カ回答ハ本年五月ト決定シ居レルカ東京交通
ニ於テ爭議ヲ敢行スルトキハ五月ノ回答ニ先チ一應組
合執行委員ニ諮リ即時回答ノ要求ヲ省局ニ提出スル考
ハナリト説明

○横浜市電共和會代表ハ日下要求提出等ハ考ヘ居ラサル
又東京交通主トハ同一行動ヲ執ル様盡カスヘシ
華交々所屬組合ノ内情ヲ報告協議スル所アリタルカ更ニ
翌十九日東京郊外電鉄従業員組合郊友會代表者ヲ参加セ
シメ之ヲ日本交通總聯盟ノ正式ノ中央委員會トナシ本會
議ノ對策ヲ審議決定スルコトノ申合セヲ為シタリ

如斯交通總聯盟是後ノ部外團體ニ對スル各種ノ折衝ハ勞
農黨概シ西支部負ニシテ東京交通勞働組合東部書記北田一
郎ニ於テ之ヲ為シ居タル又ノニシテ令人ノ動靜任意中
B 市電省局ノ組合代表者致

東京市電氣局ニ於テハ曩ニ東京交通勞働組合側ヨリ提出
ニ係ル七項目ニ涉ル要求書ニ對シ本月十四日迄ト全部之
ヲ拒絶セルカ爾來右組合ニ於テハ斗争基金ノ募集戰事編
成ノ充實ニ力ヲ注クト共ニ勞農黨系幹部ノ指導下ニ各種
ノ戰術ヲ疑シツ、ヤリタルカ今次ノ問題ニ就テハ一般從
業ノ關心比較的薄ク統制不充分ノ弊アルヲ以テ一舉罷業
ノ戰術ヲ一變シ各方面ノ部外團體ノ應援ニ依リ爭議ノ擴
大ヲ圖リ爭議狀勢ヲ有利ニ展開セント奮心ニ罷業決行時
期遠延方針ヲ採リツ、アリタルカ東京市電省局ニ於テハ
コノ組合側ノ遠延策ニ對シ本月十八日午前十時半頃ニ至